

札幌市老人クラブ 活動費補助金 マニュアル

地域を基盤とする高齢者が自主的に結成している老人クラブは、会員が拠出する会費によって健康づくりや地域貢献に関わる活動など、高齢者自らの生きがいを高める活動を行っています。

札幌市では、老人クラブの活動が一層活性化するように、経費の一部に補助金を交付し、その活動を支援しています。

この度、各老人クラブが、補助金申請や実績報告を作成する際の参考となるようマニュアルを作成しましたので、ご活用ください。

○様式ダウンロード先：札幌市公式ホームページ内【団体活動支援】

<https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/ikigai/ikigai2.html>

札幌市老人クラブ補助金

検索 

目次

1 札幌市老人クラブ活動費補助金とは

- (1)目的・対象クラブ・補助金の種類及び交付額・・・・・・・・・・ P1
- (2)補助対象となる活動と経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- (3)補助対象とならない主な経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
- (4)特に注意が必要な経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

2 手続きの基本的な流れ

(申請→交付決定→交付→実績報告→補助金清算)

- (1)申請→交付決定→交付(4月～6月)・・・・・・・・・・ P10
- (2)実績報告→補助金精算(翌年3月～4月)・・・・・・・・・・ P11
- (3)補助金申請及び実績報告以外に必要な届出・・・・・・・・・・ P13

3 よくある質問（補助金 Q&A）

- (1)補助要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- (2)手続き関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
- (3)補助対象経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

1 札幌市老人クラブ活動費補助金とは

(1)目的・対象クラブ・補助金の種類及び交付額

○目的

老人クラブ(以下「クラブ」という。)の健全な育成を図るとともに、クラブの活動を活性化させ、もって高齢者福祉の増進及び地域福祉の向上を図るため、補助金を交付しています。

○対象クラブ(主な要件)

①組織・運営

- ・ 会員 30 人以上で構成されていること
- ・ 会員の互選による 代表者 1 名(この他、必要に応じて役員の選任も可)がいること
- ・ 会員は 定期的に会費を納入していること
- ・ 運営は会員が自主的に行っていること

②会員 下記の(A)及び(B)・(C)

(A)： 60 歳以上かつ、同一区に居住の方

(B)： (A)の居住区以外(隣接市町村も含む)に居住する方

(C)： 60 歳未満の方

※会員の 8 割以上は(A)会員 であること

※詳しくは、P 14「3 補助金 Q&A(1)補助要件について①」をご覧ください。

③クラブ活動

- ・ ボランティア活動をはじめとした「地域を豊かにする社会活動」
- ・ 文化・教養・趣味活動などの「生活を豊かにする活動」

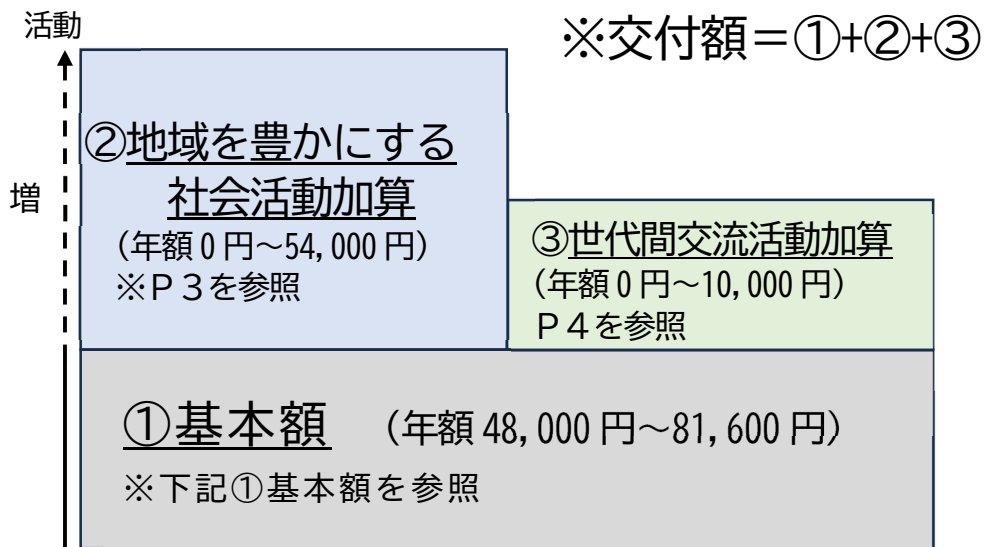
※老人クラブは、地域を豊かにする社会活動と生活を豊かにする活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施するもの

○補助金の種類及び交付額

補助金には、①基本額、②地域を豊かにする社会活動加算、③世代間交流活動加算の3種類があります。

老人クラブの会員数及び活動の内容・実施回数によって、補助金交付額が変わります。

☆老人クラブ補助金イメージ



①基本額

補助対象活動に対する補助金で、会員数に応じて交付額が決定します。

○基本額

会員数	30～49人	50～79人	80～99人	100人以上
月額	4,000円	6,100円	6,500円	6,800円
年額(月額×12か月)	48,000円	73,200円	78,000円	81,600円

②地域を豊かにする社会活動加算

地域を豊かにする社会活動の取組に対する補助金で、会員数と実施回数により加算額が異なります。

○対象となる活動

・ ボランティア活動：清掃美化、花壇整備、募金協力、資源回収、その他奉仕活動

・ 友愛活動：福祉施設奉仕、独居高齢者訪問 等

・ スポーツ健康増進活動：ゲートボール、パークゴルフ等のスポーツ全般、体力測定、健康講話 等

※会員以外にも呼び掛けて実施するものに限る。

※実績報告には、呼びかけチラシ等の添付が必要です。

※「世代間交流活動加算」の対象とした活動を除く。

○加算額

会員数	会員一人当たりの地域を豊かにする社会活動への年間参加回数	加算額 (月額)	年額 (月額×12か月)
30～49 人	1 回以上 2 回未満	1,400 円	16,800 円
	2 回以上 3 回未満	2,100 円	25,200 円
	3 回以上	2,800 円	33,600 円
50～79 人	1 回以上 2 回未満	2,700 円	32,400 円
	2 回以上 3 回未満	3,400 円	40,800 円
	3 回以上	4,100 円	49,200 円
80～99 人	1 回以上 2 回未満	2,800 円	33,600 円
	2 回以上 3 回未満	3,500 円	42,000 円
	3 回以上	4,200 円	50,400 円
100 人以上	1 回以上 2 回未満	3,000 円	36,000 円
	2 回以上 3 回未満	3,800 円	45,600 円
	3 回以上	4,500 円	54,000 円

③世代間交流活動加算

世代間交流活動の実施回数に応じて加算する補助金です。

※世代間交流活動とは、「地域を豊かにする社会活動」や「生活を豊かにする活動」において、老人クラブ会員外の様々な世代とともに実施する活動です。

○対象となる活動と参加者

1 活動(地域を豊かにする社会活動及び生活を豊かにする活動)

- ・ボランティア活動：清掃美化、花壇整備、募金協力、資源回収、その他奉仕活動
- ・友愛活動：福祉施設奉仕、独居高齢者訪問 等
- ・スポーツ健康増進活動：ゲートボール、パークゴルフ等のスポーツ全般、体力測定、健康講話 等
- ・文化・教養・趣味活動：講演会、社会見学、読書会、研究会、文芸絵画、手工芸、茶道、華道、演芸、囲碁、将棋 等
- ・レクリエーション活動：ゲーム大会、誕生会、敬老会 等
(旅行会、新年会等単なる娯楽事業を除く)

※他の団体との共催の場合についても加算の対象になりますが、補助対象経費とする場合は、補助対象経費内で、自分の老人クラブで負担した費用に限ります。

2 参加者

- ・老人クラブ会員と老人クラブ会員外の様々な世代(0～59 歳)

※活動状況の報告をする時に、「未就学児、小学生、中学生、高校生、大学生～59 歳、老人クラブ」の参加内訳人数が必要となります。

※老人クラブ会員外の様々な世代が 5人以上参加する活動を加算の対象とします。また、他の団体と共催する場合、老人クラブ会員及び共催者を含まない、様々な世代が5人以上参加する活動を加算の対象とします。

○加算額

加算額	備 考
1 回当たり 2,000 円	最大 5 回上限 10,000 円

※実績報告書には、募集チラシや活動実施結果がわかる書類が必要です。

※「地域を豊かにする社会活動加算」の補助対象とした活動は除きます。

○補助金交付例

例１：会員数 35 人、②の活動：3 回以上活動、③の活動：5 回活動のクラブが年度当初に申請した場合

②<u>地域を豊かにする</u> <u>社会活動加算</u> (年額 33,600 円) 月額 2,800 円×12 か月	③<u>世代間交流活動加算</u> (年額 10,000 円) 1 回 2,000 円×5 回
①<u>基本額</u> (年額 48,000 円) 月額 4,000 円×12 か月	
※補助金交付額合計①+②+③= 91,600 円	

例２：会員数 105 人、②の活動：3 回以上活動、③の活動：5 回活動のクラブが年度当初に申請した場合

②<u>地域を豊かにする</u> <u>社会活動加算</u> (年額 54,000 円) 月額 4,500 円×12 か月	③<u>世代間交流活動加算</u> (年額 10,000 円) 1 回 2,000 円×5 回
①<u>基本額</u> (年額 81,600 円) 月額 6,800 円×12 か月	
※補助金交付額合計①+②+③= 145,600 円	

○各補助金交付額まとめ

①基本額

会員数	30～49人	50～79人	80～99人	100人以上
月 額	4,000 円	6,100 円	6,500 円	6,800 円
年額(月額×12か月)	48,000 円	73,200 円	78,000 円	81,600 円

②地域を豊かにする社会活動加算額

会員数	会員一人当たりの地域を豊かにする社会活動への年間参加回数	加算額 (月額)	年額 (月額×12か月)
30～49人	1回以上2回未満	1,400 円	16,800 円
	2回以上3回未満	2,100 円	25,200 円
	3回以上	2,800 円	33,600 円
50～79人	1回以上2回未満	2,700 円	32,400 円
	2回以上3回未満	3,400 円	40,800 円
	3回以上	4,100 円	49,200 円
80～99人	1回以上2回未満	2,800 円	33,600 円
	2回以上3回未満	3,500 円	42,000 円
	3回以上	4,200 円	50,400 円
100人以上	1回以上2回未満	3,000 円	36,000 円
	2回以上3回未満	3,800 円	45,600 円
	3回以上	4,500 円	54,000 円

③世代間交流活動加算額

加算額	備 考
1回当たり 2,000 円	最大 5 回上限 10,000 円

(2)補助対象となる活動と経費

<u>活 動</u>	<u>経 費</u>
【地域を豊かにする社会活動】 ・ <u>ボランティア活動</u> (清掃美化、花壇整備、募金協力、資源回収、その他奉仕活動) ・ <u>友愛活動</u> (福祉施設奉仕、独居高齢者訪問 等)	・ 消耗品費 ・ 原材料費 ・ 備品購入費 ・ 賃借料 ・ 会場使用料 ・ 印刷製本費 ・ 交通費 ・ 講師への謝礼 ・ 通信費 ・ 飲食費(茶菓代) ・ その他市長が経費とすることが適当と認める費用
【生活を豊かにする活動】 ・ <u>文化・教養・趣味活動</u> (講演会、社会見学、読書会、研究会、文芸、絵画、手工芸、茶道、華道、演芸、囲碁、将棋 等) ・ <u>レクリエーション活動</u> (ゲーム大会、誕生会、敬老会 等(旅行会、新年会等は除く))	・ 消耗品費 ・ 原材料費 ・ 備品購入費 ・ 賃借料 ・ 会場使用料 ・ 印刷製本費 ・ 交通費 ・ 講師への謝礼 ・ 通信費 ・ 飲食費(茶菓代) ・ その他市長が経費とすることが適当と認める費用
【地域を豊かにする社会活動】 【生活を豊かにする活動】 ・ <u>スポーツ健康増進活動</u> (ゲートボール、パークゴルフ等のスポーツ全般、体力測定、健康講話 等) ※「スポーツ健康増進活動」のうち、「地域を豊かにする社会活動」の対象となる活動は会員以外にも参加を呼びかけて実施するものに限る。	※ただし、市長が補助対象経費とすることが適当ではないと認める費用は除く。 ※飲食費(茶菓代)については、「地域を豊かにする社会活動」及び「生活を豊かにする活動」1回につき、原則、参加会員数×200円まで(P9「(4)特に注意が必要な経費」参照)

※【世代間交流活動】は、上記活動に含まれる。

【クラブ運営】 ・ 例会、総会等	・ 会場使用料、 ・ 資料作成に係る印刷製本費 ・ 会員勧誘のためのチラシ作成費 等
---------------------------------------	--

(3)補助対象とならない主な経費

- ・ 単なる娯楽事業

親睦会や旅行、忘年会、新年会、花見会などに係る経費及びそれらに供する旅費など

- ・ 会員本人が負担とすることが適当であるもの

史跡等への拝観料、公共交通機関交通費など

- ・ 個人の利益となるような物品等にかかる経費

長寿祝、皆勤賞、参加賞など(ただし、トロフィー等の順位賞を除く)

- ・ クラブ会員内における金銭等の収受

クラブ会員が研修講師をした場合の講師謝礼、役員手当など

- ・ 繰越金、予備費

実際の活動に対する経費ではないため

- ・ 慶弔費、寄付(冠婚葬祭、見舞金、祝金、寄付金など)

補助対象となる活動に当たらないため

- ・ 飲食費及び酒類

飲食を目的とした会合の飲食費や酒類など

※環境美化活動・スポーツ大会参加時の水分補給用飲料や「地域を豊かにする社会活動」及び「生活を豊かにする活動」に伴う飲料(酒類を除く)や飲食費(茶菓子)は一定程度対象経費となります。

- ・ 実施主体が老人クラブ、札幌市老人クラブ連合会、区老人クラブ連合会以外の事業

- ・ 札幌市老人クラブ連合会、区老人クラブ連合会に対する年会費

- ・ 他の補助金、助成金などで、補助対象経費として計上した経費

他の補助金、助成金実績報告等で、補助対象経費として計上した経費は、老人クラブ活動費補助金の補助対象経費とすることはできません。

※上記は一例であり、掲載されていない活動や経費については、活動内容やその他経費の使途等を総合的に勘案し、判断することになります。

ご不明な点がございましたら、裏表紙記載の各区保健福祉課までお問い合わせください。

※P14 よくある質問(補助金Q & A)も併せてご参照ください。

(4)特に注意が必要な経費

・ 飲食費(茶菓代)

「地域を豊かにする社会活動」や「生活を豊かにする活動」における茶菓代については、1回の活動当たり、参加会員数×200円までが補助金の対象となります。

※世代間交流活動については、1回の活動当たり、会員外の参加者を含む参加人数×200円までが補助金の対象となります

なお、活動目的が飲食となる活動(懇親会など)は、補助対象外となります。また、茶菓子の範囲を超えた軽食や弁当についても補助対象外となります。茶菓子は食事のかわりや空腹を満たすものではありませんので、特に茶菓代についてはご注意ください。

・ 社会見学の交通費

社会見学にかかる交通費については、団体移動の際のバス借上代は補助対象となります。

一方、集合場所までの個々の会員の交通費、会員個人の車のガソリン代、タクシー代は補助対象となりません。また、社会見学先の施設入館料や宿泊研修の宿泊料なども補助対象となりません。

なお、社会見学とは、単なる観光や慰安ではなく、知識や見聞を広めるものであると広く一般に認められるものをいいます。

・ 備品

備品については、補助対象となる活動に直接必要な備品の購入経費が補助対象となります。個人単位で使用するものや補助対象外の活動等様々な場面で幅広く活用されるものは対象外となります。

なお、クラブの備品は、台帳等で適正に管理する必要があります。

・ 賞品や景品、記念品

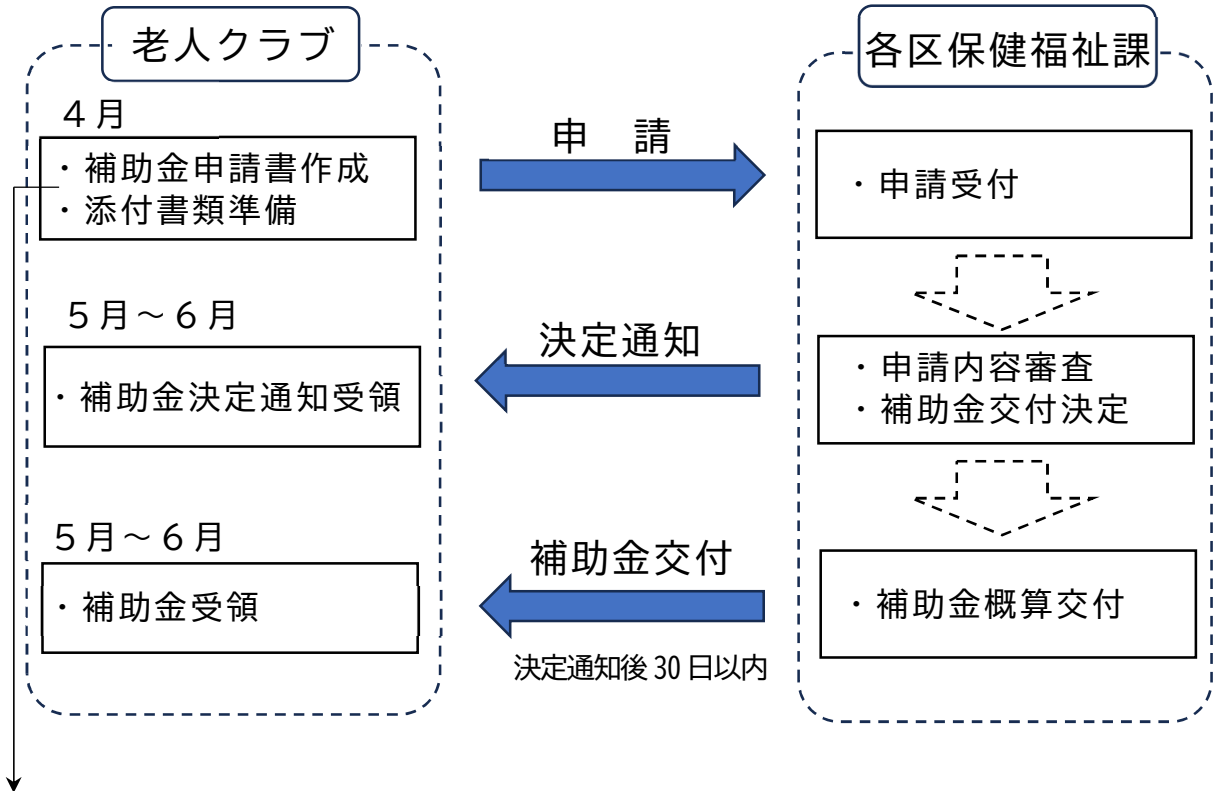
イベント(ゲーム大会、囲碁将棋大会、スポーツ大会等)における順位賞のトロフィーや賞状は、補助の対象となります。それ以外の現金(商品券)や日用品等は国から補助対象外と示されています。

また、参加賞などの会員の大多数に配布する景品についても補助対象外となります。

※詳細は、裏表紙記載の各区役所保健福祉課まで、お問い合わせください。

2 手続きの基本的な流れ

(1)申請→交付決定→交付(4月～6月)



○申請時提出書類

- | | |
|---------------------|-------------|
| ①「老人クラブ活動費補助金交付申請書」 | 様式 1 |
| ②「年度老人クラブ調書 No1」 | 様式 1 — 別紙 1 |
| ③「年度老人クラブ調書 No2」 | 様式 1 — 別紙 2 |

○申請時添付書類

- ①「会員名簿」及び「クラブ規約」
- ②「予算書等の写し」

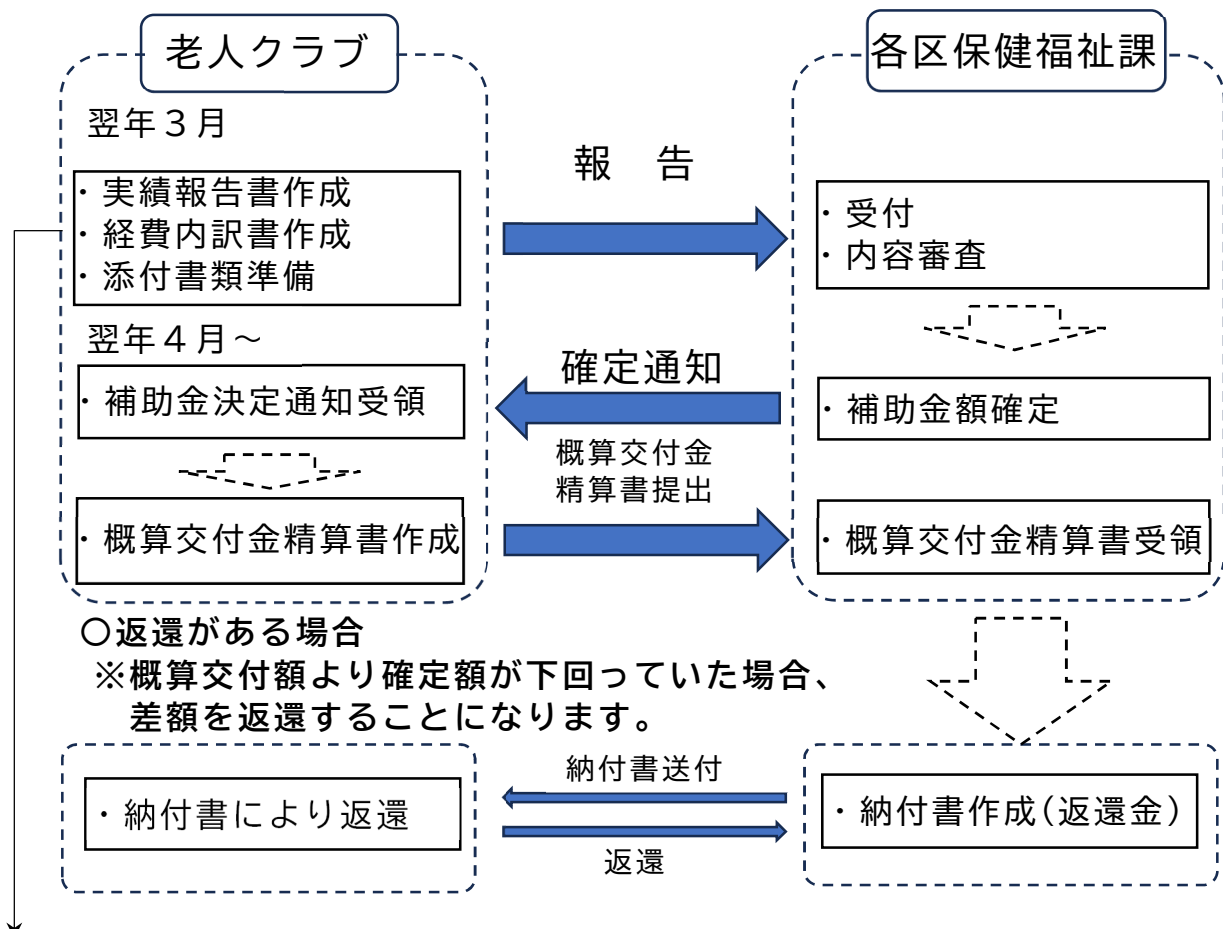
※補助金交付は、今後の活動計画に基づき申請して頂き、その申請により、**概算額を一括で交付します**(分割交付はいたしません)。

また、**補助金の追加交付は行いません**ので、ご注意ください。

○様式ダウンロード先：札幌市公式ホームページ内【団体活動支援】
<https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/ikigai/ikigai2.html>

札幌市老人クラブ補助金様式 

(2)実績報告→補助金精算(翌年3月～4月)



○実績報告(精算)時

・提出書類

- ① 「老人クラブ活動費補助金事業実績報告書」 様式3
- ② 「『地域を豊かにする社会活動』の月別活動状況」 様式3—別紙1
- ③ 「『生活を豊かにする活動』の月別活動状況」 様式3—別紙2
- ④ 「『世代間交流活動』の活動状況」 様式3—別紙3

※④の提出については、令和7年度実績報告分からになります。

- ⑤ 「年度老人クラブ活動費補助金に係る補助金充当経費内訳書」 様式4

・添付書類

- ① 決算書等の写し
 - ② 「地域を豊かにする社会活動」のうち会員以外に参加を呼びかけて行う「スポーツ健康増進活動」や「世代間交流活動」の活動については、実施した事業それぞれの募集に使用したチラシ等
- ※領収書等の支払いを確認できる挙証書類は整理・保管してください。

○補助金決定通知受領後の提出書類

- ① 「老人クラブ活動費補助金にかかる概算交付金精算書」 様式6

○様式ダウンロード先：札幌市公式ホームページ内【団体活動支援】

<https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/ikigai/ikigai2.html>

札幌市老人クラブ補助金様式

検索

○申請書及び実績報告書作成、補助金申請の注意点

① 申請書及び実績報告書作成について

(1)ボールペンや万年筆等、消すことができない筆記具を用いて書面を作成してください。消すことができるボールペン（フリクションペン等）や鉛筆は使用できません。

(2)修正ペンや修正テープでの修正、上から紙片を貼り付けての修正等もできません。二本線で訂正してください。訂正印は不要です。

② 補助金申請について

補助金交付は、補助申請時に今後1年間の活動計画により申請して頂き、その申請に基づき、**補助金を一括で概算交付します。**

その後、実際に活動を行った後に、活動内容をまとめた実績報告書を提出していただき、補助金の精算を行います。

その結果、補助金が多く交付されていた場合には、その差額を返還して頂きます。

なお、決算報告の際に、申請した補助金の額を超える活動報告があっても、補助金の追加交付は行いません。

(3)補助金申請及び実績報告以外に必要な届出

- ① 補助対象事業を著しく変更しようとするとき
- ② クラブの会長が変わったとき
- ③ 規約を改正したとき
- ④ 会員数が著しく増減したとき
- ⑤ クラブが通常活動する会場に変更があったとき
- ⑥ クラブを解散したとき など

※上記の届出については、定められた様式はございませんので、その旨を記載した文書で各区役所の保健福祉課(裏表紙参照)に届出をお願いします。

ポイント

○老人クラブ活動の記録等(帳簿の整備と保存)

老人クラブでは、会員の会費や札幌市の補助金等をもとに様々な活動が行われています。そのため、どのような活動を実施し、どのようにお金が使われたのかを記録に残し、説明できるようにしておくことが重要です。

また、老人クラブへの補助金は、一部国からの補助金で賄われており、国が定める要綱には「収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかねばならない。」と規定されています。書類の適正管理をお願いします。

○補助金交付を受けた老人クラブが整備する帳簿等

・「事業日誌」

実施した補助対象となる事業について、活動内容、日時、場所、参加人数、その他特記事項などを記録するもの

・「現金出納簿」

老人クラブの収入及び支出の状況(日々の金銭出納)を記録するもの

・「経費の収支を明らかにした書類や帳簿」

領収書、レシート等

3 よくある質問(補助金 Q&A)

(1) 補助要件について

① 補助対象クラブの会員の具体的な数え方を教えてください。



補助対象クラブの会員 (A)(B)(C)

(A) : 60 歳以上かつ、同一区に居住の方

(B) : (A)の居住区以外(隣接市町村も含む)に居住する方

(C) : 60 歳未満の方

※会員の 8 割以上は(A)の会員 であること

○例

・ 補助の対象となる例 ◎

会員総数 **60** 人の老人クラブ
(内訳)(A)…48 人
(B)(C)…12 人

(A)が 8 割以上であるため、
補助対象となる。

(A)…総数の 8 割
(B)(C)…総数の 2 割

・ 補助の対象とならない例 ×

会員総数 **60** 人の老人クラブ
(内訳)(A)…42 人
(B)(C)…18 人

(A)が 8 割に満たないため、
補助対象とならない。

(A)…総数の 7 割
(B)(C)…総数の 3 割

○図解

老人クラブ 60 人

※補助対象となるクラブ

A 会員 48 人

B・C 会員 12 人

80%

20%

老人クラブ 60 人

※補助対象とならないクラブ

A 会員 42 人

B・C 会員 18 人

70%

30%

②なぜ、区外に居住する会員も一定程度、補助対象会員として認めるのですか。

➡他区や隣接市町村に引越しをした老人クラブの会員が、引き続き同じ老人クラブでの活動継続を希望する場合や、道一本を隔てて、他区、他市町村となる地域もあり、区域を越えて一体的にクラブ活動を実施することが可能であるため、一定の割合を認めています。補助対象となる区域外居住者は、「市内他区」及び「札幌市に隣接した市町村」（小樽市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、伊達市、喜茂別町、京極町、当別町、赤井川村）であり、一定程度（会員の2割以下に当たる会員数）が対象となります。

③クラブとして「地域を豊かにする社会活動」や「世代間交流活動」は考えていません。補助金は、基本額だけ交付してもらえればよいのですが、その場合も交付対象のクラブになりますか。

➡交付の対象クラブにはなりません。

札幌市老人クラブ活動費補助金交付要綱の別表1 札幌市老人クラブ運営基準の活動に「クラブは、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする社会活動と、文化・教養・趣味活動などの生活を豊かにする活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施するものとする」と定められており「地域を豊かにする社会活動」は補助金交付の要件であり、さらに世代間交流活動についても実施して頂くのが望ましいと考えています。単に楽しみを目的とした娯楽やレクリエーション活動だけ行うクラブは補助対象となりません。

④「地域を豊かにする社会活動」と「世代間交流活動」はどちらの加算にも対象となる活動がありますが、加算の考え方を教えてください。

➡どちらの加算にも対象となる活動の場合は、どちらかの加算を適用するか選択してください。1つの活動に対して適用される加算は1つであり、重複して加算を適用することはできません。

なお、「地域を豊かにする社会活動加算」や「世代間交流活動加算」を申請し、実際に活動を行わなかった場合は、精算時に差額を返還して頂くことになります。

(2) 手続き関係について

①新規クラブで申請日が月の途中の場合、補助対象となる月はいつになりますか。

➡交付の決定がなされた月分からの交付になります。

②補助金の支払先を会計担当者の口座にすることは可能ですか。

➡支払先は基本的に団体の代表者です。変更する場合は委任状が必要になります。

③4/1時点で会員数100名のクラブが90名程度に減少する予定。これにより、補助金の返還（戻入）は発生しますか。

➡4/1時点の補助対象会員数で補助額を交付しますので、原則、年度途中に会員数が減少しても補助金の返還はありません。
なお、当初予定していた活動が実施できなかった場合、加算額や補助経費対象額が減った場合には、補助金を返還してもらう場合があります。

(3) 補助対象経費について

①社会見学の際に、会員の車数台に乗り合わせて移動した場合のガソリン代や高速料金は補助対象とできますか。また、貸切バスではなく、JRや地下鉄、バスの切符代を補助対象とできますか。

➡補助対象とはなりません。会員個人の車を使用した場合は本人負担が適当であると判断します。また、JRや地下鉄、バスについても個人単位で移動する場合は、個人負担することが適当であるため補助対象外となります。なお、社会見学のためバスを借上げ、団体で移動した場合のバス代及び高速料金は補助対象となります。

②研修会やスポーツ大会に参加するための交通費と参加費は補助対象の経費になりますか

➡交通費については、個人単位で移動する費用は認められません。老人クラブが団体として移動時の貸切バス代や参加費については、下記の活動において補助対象経費として認めるものです。

・貸切バス代を補助対象経費として認められる活動

- ボランティア活動
- 福祉施設奉仕などの友愛活動
- 札幌市老人クラブ連合会や区老人クラブ連合会主催のスポーツ大会(その他主催のスポーツ大会は補助対象外となります。)
- 社会見学(単なる観光や慰安ではなく、知識見聞を広めるものであると広く一般的に認められるものに限りします。)

・参加費を補助対象経費として認められる活動

- 札幌市老人クラブ連合会や区老人クラブ連合会主催のスポーツ大会や研修会(その他主催のスポーツ大会や研修会は補助対象外となります。)

③歌声喫茶を開催する際の「音楽を演奏する講師」や「楽器の弾き方を教える講師」に対する謝礼金は、対象経費となるか教えてください。また、ボランティア活動に参加したクラブ会員に支払った謝礼金についても対象経費となるか教えてください。

➡原則、講師に対する謝礼金は補助対象経費となりますが、クラブ会員が講師をした場合は補助対象外となります。また、ボランティア活動に参加したクラブ会員に支払った謝礼金など、クラブ会員内における金銭等(謝礼金や役員手当など)の収受についても補助対象外となります。

④順位賞は補助対象経費なのに、参加賞が対象外なのはなぜですか。

- ➡本補助金は、国からの補助金の一部充当されており、国の補助金において、参加賞は補助対象外となっています。また、補助対象として認められている順位賞についても、その対象はトロフィーや賞状の経費と限定されており、個人の利益となるものについては補助対象外となります。

⑤『研修旅行』の際に、『ロープウェイ乗車料金』や『施設入館料(施設見学費)』は補助充当経費として認められるでしょうか。

- ➡補助対象とはなりません。補助対象経費は、会員が共同で利用するための経費が対象であり、利用目的にもよりますが、一般的にロープウェイ乗車料は目的地までの交通費ではないと判断します。また、個々の費用が個人単位で明確になっている施設入館料は補助の対象とはならず、自費負担が適当となります。

⑥飲食費(茶菓代)が補助対象となったことで、スポーツ健康増進活動及びボランティア活動時等における水分補給のための飲み物代はどうなりますか。

- ➡老人クラブへの補助金は、一部、国からの補助金で賄われており国からの通知においては「環境美化活動事業等への参加者への茶菓」が補助対象とされています。
- このため、これまではスポーツ健康増進活動及びボランティア活動時における水分補給のための飲料費のみを補助対象経費としていたところです。
- 令和7年度からは上記活動に加え、「地域を豊かにする社会活動」及び「生活を豊かにする活動」に係る飲食費(茶菓代)について、原則、活動1回当たり、参加会員数×200円の上限として、補助の対象とします。
- ※アルコール、ノンアルコール飲料(20歳以上の方の飲用を想定したもの)を除く
- ※世代間交流活動のみ1回の活動当たり参加人数×200円を上限

⑦ 飲食費(茶菓代)として認められるものを教えてください。

➡ 飲食費(茶菓代)で、認められるものは、スポーツ健康増進活動及びボランティア活動時における水分補給も含め、「地域を豊かにする社会活動」及び「生活を豊かにする活動」について、活動1回当たり、原則、参加会員人数×200 円の上限としています。例外として、世代間交流活動については、参加人数×200 円まで、補助対象経費として認められます。例えば、子供と昔遊びで出すジュースやちょっとしたお菓子について、参加人数×200 円が対象となります。

○例

・「地域を豊かにする社会活動」「生活を豊かにする活動」

参加者:会員 10 人、非会員 2 人の場合の補助対象経費

➡ $2,000 \text{ 円} = 10 \text{ 人(会員のみの)} \times 200 \text{ 円 (参加会員人数} \times 200 \text{ 円)}$

※非会員は、補助対象経費の人数に算入することはできません。しかし、参加している会員数×200 円範囲内で非会員分を賄うことは問題ありません。

・「世代間交流」

参加者:会員 10 人、子供 6 人(非会員)の場合の補助対象経費

➡ $3,200 \text{ 円} = 16 \text{ 人} \times 200 \text{ 円を補助(参加人数} \times 200 \text{ 円)}$

なお、飲食費(茶菓代)は、軽食のような食事のかわりになるものや、空腹を満たすものは認められません。例えば、おにぎり、赤飯、サンドイッチ、メロンパンなどは認められず、活動目的が飲食となる場合についても認められません。

併せて、「クラブ運営に係る経費」となる老人クラブの例会や総会時のお茶や茶菓子は認められません。

補助金は、そもそも老人クラブの活動の支援を行い、活動の活性化を図るために交付しております。対象経費が極端に一部に偏ると補助金の交付の目的からはずれてしまうことになるため、飲み物代や茶菓代だけに補助金すべてを充てることは、望ましくないと考えます。

※Q&A に掲載されていることやその他不明なことがございましたら、裏表紙記載の各区役所保健福祉課まで、お問い合わせください。

ご存じですか？

“ライラックシニアクラブ”
(札幌市老人クラブ連合会)

ライラックシニアクラブ(札幌市老人クラブ連合会)は、老人クラブの育成指導や連絡調整を行っている団体で、老人クラブ活動に有益な研修や、健康づくり事業を行っています。

同クラブに加入すると、老人クラブにまつわる意見や要望を相談したり、他の老人クラブから様々な情報が集まるため、自分の老人クラブの活動に役立ちます。

また、老人クラブ傷害保険への加入が可能となり、さらに老人クラブの会員数が30名を下回った場合、活動助成金を受けることができます。

(加入の相談、連絡先)

一般社団法人札幌市老人クラブ連合会(ライラックシニアクラブ)

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1

TEL011-614-0153 ホームページ <https://lilacsenior.info/>

ライラックシニアクラブ

検索



☆問い合わせ先(書類提出先)☆

各区保健福祉課☆

中央区役所	(中央区南3条西11丁目330-2)	205-3301
北区役所	(北区北24条西6丁目1-1)	757-2470
東区役所	(東区北11条東7丁目1-1)	741-2459
白石区役所	(白石区南郷通1丁目南8-1)	861-2443
厚別区役所	(厚別区厚別中央1条5丁目3-2)	895-2471
豊平区役所	(豊平区平岸6条10丁目1-1)	822-2451
清田区役所	(清田区平岡1条1丁目2-1)	889-2034
南区役所	(南区真駒内幸町2丁目2-1)	582-4734
西区役所	(西区琴似2条7丁目1-1)	641-6942
手稲区役所	(手稲区前田1条11丁目1-10)	681-2478

札幌市老人クラブ活動費補助金マニュアル

編集：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

発行：令和7年(2025年)4月